

平成23年度山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日 時

平成23年7月25日（月）14時～16時

2 場 所

恩賜林記念館 特別会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村委員 島袋委員 常秋委員 栗生田委員 保坂委員（杉原委員の代理）
田草川委員 仲澤委員

（事務局等）農政部加藤技監 山本農村振興課長

農村振興課：原課長補佐 古屋課長補佐 雨宮副主幹 西平主事

山梨農地・水・環境保全協議会：降旗副主査

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ（農政部 加藤技監）
- (3) 議事
- (4) 閉会

6 会議に付した事案の案件【公開】

- (1) 中山間地域等直接支払いの取り組みについて
- (2) 農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて

7 議事の概要

（座長）

それでは、お手元の資料は整っているということですので、議題に入りたいと思います。本日の会議は4時までには終えたいと思いますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

まず、本日の議事案件について事務局より説明をお願いします。

(本日の議事案件について事務局より説明)

本日、議事案件は2件でございます。まず、中山間地域等直接支払事業については、本委員会設置要領4の(1)のア「交付金の交付状況の点検」について、平成22年度実施状況を御報告させていただきます。

次に、農地・水・環境保全向上対策については、同設置要領4の(2)のイ「交付金の交付状況の点検」について、平成22年度実施状況を報告させていただきます。なお、平成19年度から実施してきた本対策は、平成23年度から「農地・水保全管理支払交付金」と名称が変わりました。これまで取り組んできた、農地や農業用水路等を保全管理する活動や、農村環境を向上させるための活動に加え、老朽化が進む農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新等を行う集落に対し新たに追加的に支援を行うことができるようになりました。その代わり、アイガモ農法や化学肥料・農薬を低減した取り組み等、環境に優しい農業に地域で取り組む営農活動を支援してきた「営農活動への支援」は、この対策から切り離され、「環境保全型農業直接支援対策」となり、これまでの対象集落以外でも取り組めるようになりました。これら、環境保全型農業に関しては、別途、県農政部農業技術課が所管する「環境保全型農業推進協議会」で、各界からの御意見・御提言をうかがうこととしております。

以上、本日の議案につきましては、いずれも、委員の皆様方から忌憚のない御意見をうかがえればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。まず事務局から説明いただき、その後、委員皆様方の御意見を賜りたいと思います。

それでは、(1)の「中山間地域等直接支払いの取り組みについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局から資料「平成22年度中山間地域等直接支払地域等直接支払制度の実施状況」に基づき説明)

(座長)

どうもありがとうございました。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。もう一件の議案がありますが、この説明を受け一括して質問意見を受けるか、それともここで一回切って質問意見を受けましょうか。

(委員)

一括して説明を受けましょう。

(座長)

それでは、もう一件の議案の説明を受け、その後で一括して質問意見を受けることとします。

それでは、(2)の「農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて」について事務局より説明をお願いします

(事務局から資料「農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援事業)について」、「農地・水・環境保全向上対策・共同活動支援事業に係るアンケート調査結果」、「農地・水・保全管理支援交付金」リーフレット、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」に基づき説明)

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、以上二件について、御質問・御意見がありましたらお願いします。

(委員)

(中山間地域等直接支払交付金について)

集落協定における交付金の配分については、平成23年度からは、戸別所得補償制度の本格的実施に伴い、交付金の概ね2分の1以上が農業者個人に支払うことを原則とする。となったと、説明があったが、国からは特別な周知があったのか、これによって県の方針が変わるのか。

(事務局)

先ほど説明したとおり、平成23年度から戸別所得補償制度の本格的実施に伴い本年度改正となった部分で、国からの通知や制度のQ&Aの問答の中などで周知がされています。

本県においては、見直しがあったことについては、各市町村や市町村を通じ協定集落にも周知はしていますが、国は原則とするが、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでどおりの配分も可能としていますので、県としては、特に概ね2分の1以上を農業者個人に支払うように、というような強いすすめはしていません。

(委員)

集落側で、このような仕組みになると、多少は変化があるのではないか。

(事務局)

そのような傾向に変わってくることは予想されます。

(委員)

国が直接補償である戸別所得補償を強く押してきているので、強く求めているのかと
思い質問しました。

(事務局)

集落の考えを尊重しており、特に強制して進めていこうとは考えていません。

(座長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(座長)

他にございますか。

(委員)

(中山間地域等直接支払交付金について)

共同取組活動に対する交付金の使用方法のうちのその他は、積み立て、その他共同活動にかかる経費とある。その他を選択している協定数が一番多く、使用金額でも結構多い。積み立てとはどういうものなのか。その他共同活動とはどのような活動なのか。

(事務局)

その他の項目のうち、まず、積み立てですが、共同利用機械の購入や農産物加工施設の整備等に使用する場合に積み立てる場合です。協定の中で明文化しておき、積み立てた後の何年目に使用してもかまわないこととなっており、対策の終了後の5年目以降に使用しても差し支えないことになっています。その他の共同活動については、具体的活動について把握していませんが、農地管理や鳥獣害防止対策など、共同活動については、具体的な項目にあてはまるものがほとんどのため、その他の項目は、そのほとんどが積

立金と考えられます。

(委員)

積み立てが多いということは、交付金は今すぐ必要なお金なのだが、使いたい費用に対し、交付金の額が少ないので、積み立てをしておかないとならない。そう理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

委員の御指摘のとおり、共同活動に係るソフト面での活動経費には足りると思うのですが、機械を購入したりハード整備的な部分に活用していくためには、交付金の額は積み立てをしていかなければならないような額であると考えられます。

(座長)

これはチェックしているのですか。

(事務局)

協定に定められている事項の実施状況については、現地確認も含めて市町村が確認をしています。

(座長)

他にございますか。

(委員)

中山間地域等直接支払交付金制度、農地・水保全管理支払交付金、戸別所得補償など様々な制度があるので理解しにくい。

先ほどの説明だと、本年度から中山間地域等直接支払交付金制度では、交付金の概ね2分の1以上が農業者個人に支払うことを原則とすることとなったようですが、これまでは共同取組活動を通じて中山間地域を向上させようとしてきたのですが、これからは何を主体に向上させていこうとしていくのか、個人を主体なのか共同取組活動を中心としていくのか。説明をしてほしい。

(事務局)

平成22年度と平成23年度の違いの中で、交付金の配分の方法について説明させていただきましたが、この制度については、当初の趣旨は変わっておりませんので、これまでどおりの共同取組活動を進めていくことは問題ありません。各集落協定に定め

た取り組みを行っていただきたいと思います。

(座長)

中山間地域等直接支払制度と農地・水保全管理支払交付金については、対象地域や交付単価の違いはあるものの、同じような事業内容になっているし、新規に加わった向上活動支援交付金は、どちらでも取り組めるようになっている。

一つの制度で運用していったら、行政の効率も良くなると思う。市町村の担当者や現場も同じような制度が出てくると混乱してしまうのではないかと思う。5年後には一つになるのではないかなとも思う。

(座長)

他にございますか。

(委員)

戸別所得補償制度は畑作物や水田地帯を主に助成されることとなっていて、峡東地域のような果樹地帯では戸別所得補償は受けていないのだが、中山間地域等直接支払交付金については、これまでどおり共同活動に使用していった方がいいのか。

(事務局)

先ほども説明したとおり個人への配分2分の1以上は、原則としてということで、交付金の使途は集落協定の中で定めておけば、共同活動に多く使用していてもかまわないこととなっています。

(座長)

他にございますか。

(委員)

中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策の取り組みで、耕作放棄地が解消できたとか、他の地域に比べ抑えられたとか目に見えるデータがあるのでしょうか。なければ、そのようなデータを示してゆくことによって、事業の効果がわかりやすくなってくると思うのですが。

(事務局)

各集落協定ごとの耕作放棄地に係る達成の状況や解消の状況は特にとりまとめていませんが、これらの制度自体が、取り組みにより発生を防止しようということで交付

されていることですから、耕作放棄地の解消と抑制にはつながっています。

(委員)

それでは、別の角度からおたずねしますが、耕作放棄地の解消や防止に共同活動がどのような形で現れているのですか。

(事務局)

協定毎の数字はありませんが、耕作放棄地の面積を農林業センサスの数字から推移を見てみると、手元に数字はありませんが、2005年までの5年間でおおむね300ha増えてきておりました。これが、2005年センサスの数字では3,252haで、2010年センサスの数字では3,118haとなっていて、5年間で134ha減少している。2005年までは毎年増えてきていたのですが、ここの5年間で減少しているということからみると、平成12年から始まった中山間地域等直接支払制度、平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策の取り組みが、耕作放棄の未然防止や解消に効果があったのだと感じています。

(委員)

協定締結の状況のところですが、平成22年度は協定数も減っている、参加者数も減っている、協定面積も減っている、交付金はあまり変わらないのですが、この減少しているという状況を、実際にどういうふうと考えていらっしゃるでしょうか。

(事務局)

この数字は平成21年度と平成22年度との比較でありまして、この中山間地域等直接支払制度は、5年区切りの制度でございまして、第1期目が平成12から16年度までで、第2期目が平成17から21年度になっていまして、平成22年度は第3期目の初年度にあたっています。対策が始まってから10年が経過し高齢化が進み、集落毎の足腰が弱くなったということもあります。また、この対策は、5年間継続して取り組みを行う必要があることから、制度の切り替えのところで減少をする傾向にあります。

ただし、私どもといたしましては、各中山間地域の活性化をすすめていかなければならないことから、本年度以降におきましても、再度この制度の取り組みを行っていただけるよう推進をしている状況でございます。

(座長)

10年前は60才、現在70才、この対策の終了時には75才になりますよね。

(事務局)

補足ですが、平成12年から16年度までが第1期対策、平成17年から21年度までが第2期対策として、平成12年の実績では協定数も面積も少なかったわけですが、施策を浸透させていき増加していきました。16年度から17年度に移行する時にもやはり一旦落ちたという傾向がありましたが、その後、施策を進めていって21年度には多くなった。今回の平成22年度ですが、75才になって80才になってしまって体力も落ちたというようなことから一旦落ちてしまい、平均年齢が上がってしまっているのでもやむを得ないということなのですが、先ほどの説明にもあるように、今対策から始まったC要件というのがございまして、この要件が新たにでてきたのにも、国のほうにおいても高齢化が進む中で、集落の中だけではできなくなってきた、だれかが引き受けていただけるということをお約束すれば、通常単価を支払いますよといった要件を新たにこの3期対策から付け加えました。

平成22年度の数字は一旦減少しましたが、今後我々は、このC要件を集落に活用してもらい、農業の継続が困難な農地が発生した場合に、担い手が集落の中にいなければ、ちがう集落にお願いするなど、この集落ぐるみの取り組みを集落に説明し、協定面積の拡大を図っていきたいと考えています。

(座長)

これとは違う話なんですけど、耕作放棄地の問題と用水路の問題について、農政サイドで考えてもいいと思うんですが。原発問題を考えた時に、用水路というのは小型発電に使える部分があって、取り組んでいる地域があるように聞いているんですよ。ただ、これは、制度上やっかいな問題があるのも聞いています。河川管理を国全体で見直して、できるだけ発電にも使えるように考えたり、耕作放棄地については、某民間会社が手をあげておまして、耕作放棄地を草ぼうぼうにしておくのであれば、太陽光発電に活用して土地としても活用していこうというような、こうなってくると農政所管ではなくなってしまう。

自分の農地にそういうものを、太陽光パネルを付けるといった時に、どうすればいいんですか、自分の土地だから自由に使っていていいんですか。しかし、考えようによっては工業用に使っているわけですね。電気を発電しているのですから。その辺のことも、将来的にはそろそろ考えていく時に来ているんじゃないかな。これについては、将来に向け議論されているのでしょうか。

(事務局)

農地のことについて申し上げれば、ニュース等でも話題にはなっていますので御承知だと思いますが、太陽光パネルを置けば原子力で失われたぐらいの電力は出るだろうと

ということで、そういう構想を出しているところもありますけれど、仕組み上、農地法というのがありまして、農地に太陽光パネルを設置するには転用扱いになりますので、許可が必要となります。優良農地には許可が出せないのですが、耕作放棄地ですと、特に山あいの山林化したような所にですと、当然農地としての使い道が考えにくいわけですので、そういった太陽光パネルを設置するということで許可を取っていただければ、置くことはできます。

手続き的にはできるのですが、実際にそのようなところに発電施設を作って、送電線ですとかコストのほうを考えますと、先には進まないのかなというように心配しているところもあるのですが、いずれにいたしましても、座長がおっしゃったように、エネルギーの推進というのは一義的には森林環境部が所管しているわけですが、そこは連携をとりながら、この問題については進めていくのですが、農政部としても自然エネルギーの農業への活用を考えていくべきだと思いますし、農業施設への電力供給の発電施設ということであれば、ある程度弾力的に先ほど申し上げたような優良農地でも設置をしてるというような実例もありますので、農政部としてもそういった事例については前向きに考えていく必要はあるのだろうと思っています。

(座長)

特に山梨県は、日照時間が多い県ですよ。斜面の多い土地なので、水の流れには力もある。そういうところの活用も広めて、できるだけ農業用水の整備や保全をしていく時には、そのようなことを頭に入れながら進めていけば効率的なのかなと思います。

ちょっと提案です。

他にございますか。

(委員)

(農地・水・環境保全向上対策について)

アンケート結果を見せてもらうと、地域住民やNPOを交えた活動はどうかという部分でいうと、今ひとつ浸透していないような印象を受けたのですが、中山間地域等直接支払制度のほうも結局、担い手が高齢化して、集落全体が高齢化し、結局は衰退していくというような中では、株式会社であるとかNPOなどを巻き込みながら活動を広げていくということが大事なことだと思います。

そのような部分を伸ばしていただくとか、あるいは優良事例を紹介しながら活動を支援していくとか、あるいは県がNPOなどと集落を仲介をしていくとか、そういったことが今後あってもいいのではないかと思います。

(座長)

どうもありがとうございました。

このほかに御質問・御意見はございませんでしょうか

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、3番目の議題に移らせていただきます。(3)の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

ございません。

(座長)

それでは、これで本日用意した議事がすべて終了いたしました。以上で議事を閉じたいと思います。議事進行に御協力いただきありがとうございました。